

我孫子市自治会集会所整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市自治会集会所整備事業等補助金交付要綱（平成元年告示第89号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民のふれあいと連帯を図るため、自治会が行う自治会集会所（以下「集会所」という。）の新築、増改築若しくは修繕（以下「整備事業」という。）又は集会所を設置するための建物の借用若しくは集会所用地を確保するための土地の借用（以下「借上げ事業」という。）に対し、予算の範囲内において自治会集会所整備事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、整備事業又は借上げ事業を実施する年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民のふれあいと連帯を図るため、自治会が行う自治会集会所（以下「集会所」という。）の新築、増改築若しくは修繕（以下「整備事業」という。）又は集会所を設置するための借家若しくは集会所用地を確保するための借地（以下「借り上げ事業」という。）に対し、予算の範囲内において自治会集会所整備事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、整備事業又は借り上げ事業を実施する年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の</p>

前年の9月末日までに自治会集会所整備事業等補助金事前協議書（様式第1号）により市長と事前に協議しなければならない。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、その内容、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）、交付基準額及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 規則第3条第1項第5号に規定する書類は、次に掲げるとおりとし、第3号から第5号までは整備事業に、第6号及び第7号は借上げ事業に適用する。

(1)から(7)まで 略

2 借上げ事業に係る補助事業者は、毎年4月1日から4月末日までの間に補助金の交付申請をしなければな

の前年の9月末日までに自治会集会所整備事業等補助金事前協議書（様式第1号）により市長と事前に協議しなければならない。

（補助対象事業の種類等）

第3条 補助の対象となる事業（別表において「補助対象事業」という。）は次のとおりとし、補助の範囲、補助対象者及び交付基準額は別表に定めるとおりとする。

(1) 整備事業

ア 新築事業

イ 増改築事業

ウ 修繕事業

(2) 借り上げ事業

ア 借家事業

イ 借地事業

（交付申請）

第5条 規則第3条第1項第5号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとし、第3号から第5号までは整備事業に、第6号及び第7号は借り上げ事業に適用する。

(1)から(7)まで 略

2 第3条第2号に規定する事業の補助事業者は、毎年4月1日から4月末日までの間に補助金の交付申請を

らない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) **補助対象経費**を支払ったことを証する書類の写し
- (3) **補助金の交付**の対象となった事業が完了した後の集会所の現況写真
- (4) 略

別表 (第3条関係)

補助対象事業	内容	補助対象者	交付基準額	摘要
整備事業	新築事業	集会所新築工事又は集会所老朽化より	自治会又は自治会	新築費用として算出された額の10分の6とし、1,500万円を限度と補助対象経費は、次に掲げる費用とする。 (1) 本体工事

しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) **補助の対象となる事業に要した費用(以下「補助対象経費」という。)**を支払ったことを証する書類の写し
- (3) **補助**の対象となった事業が完了した後の集会所の現況写真
- (4) 略

別表 (第3条関係)

補助対象事業	補助の範囲	補助対象者	交付基準額	摘要
整備事業	ア 新築事業	集会所新築工事又は集会所老朽化より	自治会又は自治会	新築費用として算出された額の10分の6とし、1,500万円を限度と補助対象経費は、次に掲げる費用をいう。 (1) 本体工事

	集会所 全面改 築す場 にす工	会を面 築る合 要る事	合 体	して補 助す る。	費 (2) 電 照 工 事 費 (3) 給 水 衛 生 工 事 費 (4) 冷 暖 房 工 事 費 (5) ガ ス 工 事 費 (6) 防 火、 消 火 工 事 費 (7) 放 送 等 弱 電 工 事 費
増改築事業	集会所 増又改 築す場 にす工	会を面 築る合 要る事	同 上	増改築 費用と して算 出され た額の 10分の 5と し、300 万円を 限度と して補 助す る。	費 (2) 電 照 工 事 費 (3) 給 水 衛 生 工 事 費 (4) 冷 暖 房 工 事 費 (5) ガ ス 工 事 費 (6) 防 火、 消 火 工 事 費 (7) 放 送 等 弱 電 工 事 費
修繕事業	集会所 一部を 繕る合	会の一 部を繕 す場に	同 上	修繕費 用とし て算出 された 額の10 分の5 とし、	費 (2) 電 照 工 事 費 (3) 給 水 衛 生 工 事 費 (4) 冷 暖 房 工 事 費 (5) ガ ス 工 事 費 (6) 防 火、 消 火 工 事 費 (7) 放 送 等 弱 電 工 事 費

	集会所 全面改 築す場 にす工	会を面 築る合 要る事	合 体	して補 助す る。	費 (2) 電 照 工 事 費 (3) 給 水 衛 生 工 事 費 (4) 冷 暖 房 工 事 費 (5) ガ ス 工 事 費 (6) 防 火、 消 火 工 事 費 (7) 放 送 等 弱 電 工 事 費
イ 増改築事業	集会所 増又改 築す場 にす工	会を面 築る合 要る事	同 上	増改築 費用と して算 出され た額の 10分の 5と し、300 万円を 限度と して補 助す る。	費 (2) 電 照 工 事 費 (3) 給 水 衛 生 工 事 費 (4) 冷 暖 房 工 事 費 (5) ガ ス 工 事 費 (6) 防 火、 消 火 工 事 費 (7) 放 送 等 弱 電 工 事 費
ウ 修繕事業	集会所 一部を 繕る合	会の一 部を繕 す場に	同 上	修繕費 用とし て算出 された 額の10 分の5 とし、	費 (2) 電 照 工 事 費 (3) 給 水 衛 生 工 事 費 (4) 冷 暖 房 工 事 費 (5) ガ ス 工 事 費 (6) 防 火、 消 火 工 事 費 (7) 放 送 等 弱 電 工 事 費

		要する工事	100万円を限度として補助する。	(8) 門、囲障及び簡易な地等の工事費 (9) その他工事 注 算出した交付基準に1万円未満の発生したときは、当該数
--	--	-------	------------------	--

		要する工事	100万円を限度として補助する。	(8) 門、囲障及び簡易な地等の工事費 (9) その他工事 注 算出した交付基準に1万円未満の発生したときは、当該数
--	--	-------	------------------	--

				を切り捨てたものを交基額とする。
石綿除去等事業	集会所（市自治会に与たの限る。）の築業（老朽にり面築るの	同会上	石綿除去等事業として算出された額の全額を補助する。	<p>補助対象費は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 石綿含有調査要する費用</p> <p>(2) 石綿の除去、囲込み</p>

				を切り捨てたものを交基額とする。

<p>限る。)、増築業は繕業に伴実す石含調査、綿除、困込又封込のため工及廃綿運又</p>	<p>はじめ要る事 又封込にす工費 (3) 廃綿運又処にす費用 注 出た付準に万未の数生たきは、</p>	<p>石の搬は分要る 算し交基額1円満端がじと</p>													
--	--	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		は 処 分		該 数 切 捨 た の 交 基 額 す る。 当 端 を り て も を 付 準 と る。
借 上 の 借 げ 事 業	建 物 の 借 用 事 業	集 会 同 所 用 上 と し 建 を 用 る 場 合	賃 借 し た 建 物 の 月 額 賃 料 の 10 分 の 7 と し 、 10 万 円 を 限 度 と し て 補 助 す る。	補 助 対 象 経 費 は、 賃 借 し た 建 物 の 月 額 賃 料 と し、 次 に 掲 げ る 費 用 に つ い て は、 補 助 対 象 と し な い。 (1)か ら (6) ま で

借 上 の 借 げ 事 業	ア 借 家 事 業	集 会 同 所 用 上 と し 建 を 用 る 場 合	賃 貸 借 し た 建 物 の 月 額 賃 料 の 10 分 の 7 と し 、 10 万 円 を 限 度 と し て 補 助 す る。	次 に 掲 げ る 費 用 に つ い て は、 補 助 対 象 と し な い。 (1)か ら (6) ま で 略

				略
土地 の借 用事 業	集 会 同 所 用 上 と し て 土 地 を 借 用 す 場 合	同 上	賃借し	補助
			た土地	対象経
			の年間	費は、
			賃料の	賃借し
			10分の	た土地
			7と	の年間
			し、20	賃料と
			万円を	し、次
			限度と	に掲げ
			して補	る費用
			助す	につい
			る。	ては、
				補助対
				象とし
				ない。
				(1)か
				ら(5)
				まで
				略

イ 借 地 事 業	集 会 同 所 用 上 と し て 土 地 を 借 用 す 場 合	同 上	賃貸借	次に
			した土	掲げる
			地の年	費用に
			間賃料	ついて
			の10分	は、補
			の7と	助対象
			し、20	としな
			万円を	い。
			限度と	(1)か
			して補	ら(5)
			助す	まで
			る。	略

様式第1号及び様式第2号中「修繕・借家・借地」を「修繕・石綿除去等・建物の借用・土地の借用」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「修繕」を「修繕・石綿除去等」に、「借家・借地」を「建物の借用・土地の借用」に、

「

門、囲障及び簡易な整地等の工事費	更新料	円	
その他		円	

」を

「

門、囲障及び簡易な整地等の工事費	更新料	円	
石綿除去工事費、廃石綿処分費等		円	
その他		円	

」に

改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。